

令和7年度 研修計画書



宮城県農業大学校

目次

I 研修目標及び内容	…3
II 研修方法	…4
III 受講料及び申込方法	…6
実施要綱	…7
開催要領	…16
各種様式	…24

I 研修目標及び内容

宮城県農業大学校条例第2条「優れた農業の担い手となる人材の育成及び農業者の研修を行うため、農業大学校(以下「大学校」という。)を設置する。」に基づき、農業技術力の向上及び農作業の安全に関する以下の研修を実施する。

研修種別			研修目標	研修内容
新規就農者等基礎研修 (ニューファーマーズカレッジ)	農業チャレンジクラス	チャレンジコース	農業初心者で、平日の受講が困難な者を対象に、園芸(主に野菜)部門における基礎的な知識や技能の修得を支援する。	園芸(主に野菜)に関する基礎的な講義と実習。
		農学応用講座聴講コース	農業経験を有する者を対象に、園芸作物や病害虫防除、土壌肥料等に関する専門的な知識の向上を支援する。	園芸作物や病害虫防除、土壌肥料等に関する専門的な講義。 (農業マスタークラス研修生が受講する農学応用講座を聴講)
	農業マスタークラス		独立就農を目指す者を対象に、園芸(主に野菜)の高度な知識と技能の修得と、農業経営者としての資質の向上を支援する。 (※農林水産省が実施する「就農準備資金」の対象となります。)	園芸(主に野菜)に関する高度な講義と実習。指定圃場における自らの判断に基づく栽培管理と販売、経営計画作成及びコスト管理。
聴講研修			宮城県農業大学校規則第17条及び聴講生に関する規程に基づき、聴講生として受け入れる。	「職業研究」「園芸病害虫」「土壌肥料」「食品学」「経営診断・分析」「水稻栽培」「水稻病害虫」「稲作診断Ⅰ・Ⅱ」「削蹄Ⅰ」
農業機械研修	大型トラクター基本研修		農業機械の大型化とハイスピード化に対応し、農業の機械化を図りながら作業の安全を確保するため、必要な専門知識及び技能の修得を支援する。	農業機械の構造と関連法令に関する講義。トラクター操作(単体、けん引)の実習。

Ⅱ 研修方法

1 定数及び応募資格等

圃場面積、現有設備及び研修目標等を勘案し、以下のとおり定数及び応募資格等を定める。

研修種別			募集定員	応募資格	選考方法
ニュー ファー マーズカ レッジ	農業チャ レンジク ラス	チャレン ジコース	30名	農業に興味があり、当校の規則を遵守し、かつ研修受講中の一切について自己責任を負える者。また園芸品目（主として野菜）に関する指導が中心となることを了承できる者。	応募多数の場合は書類選考（過去の受講実績の少ない申込者を優先）
		農学応 用講座 聴講コー ス	20名	当校の規則を遵守し、かつ研修受講中の一切について自己責任を負える者。	応募多数の場合は書類選考
	農業マスタークラス		10名程度	近い将来、就農あるいは農業法人等に就職予定の者。就農後間もない農家子弟や野菜の導入を検討する農家等。また圃場を適切に管理し、当校の規則を遵守し、研修受講中の一切について自己責任を負える者。研修希望は園芸品目（主として野菜）である者。	書類審査及び面接審査にて選考
聴講研修			若干名	当校の規則を遵守し、かつ研修受講中の一切について自己責任を負える者。	書類審査及び面接審査にて選考
農業機 械研修	大型トラクター基本 研修	各6名程度 （単体・けん 引それぞれ）	農業従事者及び新規就農予定者で、かつ以下の条件を満たしている者。 単体：18歳以上（普通免許又は準中型免許を取得していること） けん引：大型特殊自動車免許（（農耕車限定含む）を取得していること）	①宮城県認定農業者/認定法人構成員②新規就農者を優先し、①②で定員を超えた場合はその中で抽選を行い、①②で定員に満たない場合は、①②以外の申込者の中から抽選で選考する。	

2 研修科目

研修科目は下記のとおり定める。

研修種別			研修科目
ニューファーマーズカレッジ	農業チャレンジクラス	チャレンジコース	①農学基礎講座(全10回) ②栽培実習(全員で実施)
		農学応用講座聴講コース	農業マスタークラス向けの農業応用講座の聴講(全12回) ※一部講座を除く
	農業マスタークラス		(1)知識研修 ①農学応用講座(全15回) ②農業経営講座(全7回) ③農業機械講座(全3回) ④販売実習(全5回) (2)技能研修 栽培管理実習 (ハウスと露地は場を個別に管理) (※就農準備資金申請予定者は別途研修科目が課されます。詳細はお問い合わせください。)
聴講研修			「職業研究」「園芸病害虫」「土壌肥料」 「食品学」「経営診断・分析」「水稻栽培」「水稻病害虫」「稲作診断Ⅰ・Ⅱ」 「削蹄Ⅰ」
農業機械研修	大型トラクター基本研修		①講義 ②実習 ③模擬検定

3 研修時間

ニューファーマーズカレッジ開催日の研修時間を下記のとおり定める。(聴講研修は宮城県農業大学校各学部の授業時間に準ずる。また、農業機械研修は研修開催時に別途定める。)

区 分	時 間
午前	午前9時30分～正午
(昼休み)	正午～午後1時
午後	午後1時～午後4時

※集合時間は研修開始10分前とする。

Ⅲ 受講料及び申込方法

各研修の研修期間、受講料及び申込方法は下記のとおりとする。

研修種別			研修期間	受講料	申込方法
ニュー ファー マーズ カレッジ	農業チャレ ンジクラス	チャレンジ コース	令和7年 4月～11月	5,000円	様式第A－1号に 必要事項を記入 し、令和7年2月5 日(水)まで郵送 又はFAXにより申 込み(必着)
		農学応用講 座聴講コース	令和7年 4月～12月	6,000円	
	農業マスタークラス		令和7年4月～ 令和8年2月	15,000円 (*就農準備資金 申請予定者は 100,000円)	様式第B－1号に 必要事項を記入 し、令和7年2月5 日(水)まで郵送に より申込み(必着)
聴講研修			宮城県農業大 学校教育計画 に準ずる	日額500円 (日数は科目ご とに異なる)	様式第C－1、C－ 2号に必要事項を 記入し、前期は令 和7年2月14日 (金)まで、後期は 6月30日(月)まで 郵送により申込み (必着)
農業機 械研修	大型トラクター基本研修		単体:年8回 (2日間) けん引:年3回 (3日間)	単体6,000円 けん引9,000円 (別途各自で 傷害保険に加 入のこと)	様式第D－1号に 必要事項を記入 し、 <u>各回募集期間 内(※)</u> に申込み

※農業機械研修の日程は、決まり次第ホームページに掲載する。

申込及び問い合わせ先

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地

TEL 022-383-8128 / FAX 022-383-5491

農業チャレンジクラス実施要綱

(趣旨)

- 第1 この要綱は、宮城県農業大学校規則（昭和59年2月14日宮城県規則第7号）第17条4項に基づき、農業チャレンジクラス（以下、「チャレンジクラス」という。）の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2 農業初心者又は、ある程度の経験を有する者を対象に、園芸（主に野菜）の知識と技能の向上を支援し、多彩な農業の担い手の育成に資する。

(研修生及び研修期間)

- 第3 研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジクラスの研修生（以下、「研修生」という。）は、ニューファーマーズカレッジの受講生とする。
- (2) 研修期間は毎年4月からとし、1回の許可につき、1年以内とする。研修生の農業経験、あるいは過去に宮城県農業大学校（以下、「大学校」という。）が主催した他の研修への参加経験は問わない。

なお、農業チャレンジクラス研修の受講は3回を上限とする。

(受講者数)

- 第4 チャレンジクラスへの入校許可人数は設備あるいは他の研修内容を勘案し、毎年決めるものとする。

(研修時間及び休日)

- 第5 研修時間は、大学校開校日の午前9時30分から午後4時までとし、閉校日は研修を行わない。

なお、栽培管理又はその他特別な事由により閉校日及び規定の時間外にやむをえず研修を行う場合は、宮城県農業大学校校長（以下、「校長」という。）の承諾のもと、これを実施することができる。

(研修生の心得)

- 第6 研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行う。
- (1) 研修期間中は、研修に専念するものとする。
 - (2) 研修期間中の病気、事故、その他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。
 - (3) ほ場を適切に管理し、特別な事由がある場合を除き、ほ場を放置してはならない。

- (4) その他必要なことは、校長が別に定める。

(実施手続)

第7 実施手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジクラスを志願する者は受講申込書（様式第A－1号）を校長が定める期日までに提出しなければならない。
- (2) 校長は研修受講希望者に対し書類審査を行う。
- (3) 校長は審査の結果を受講希望者に通知する。
- (4) 本校に受講を許可された研修生は、「誓約書」（様式第A－2号）を校長に提出し、受講料を指定の日までに納入する。
- (5) 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

(指導)

第8 大学校は、研修生の受講状況や研修ほ場での巡回等により研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

(研修の中止)

第9 研修生の健康が損なわれた場合および第6で定めた事項に反する場合、あるいはその他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止させることができる。

(受講料)

第10 研修生は農業大学校条例（昭和58年10月20日宮城県条例第17号（以下「条例」という。）第6条の規定により定めた金額を、第7条の規定により許可決定日から20日以内に所定の方式により納付しなければならない。

(受講料の不返還)

第11 納められた受講料は条例第9条の規定により返還しない。

(証明書等の交付)

第12 各証明書等の交付は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修生に対しては宮城県農業大学校細則に係る各種証明書は交付しない。
- (2) 校長は要件の60%を満たした場合はチャレンジクラス修了証書を交付することができる。なお、この場合の要件とは、別に定める研修実施日をさす。

(負傷等の責任)

第13 研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合は研修生自身にその責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年1月4日から施行する。

農業マスタークラス実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県農業大学校規則（昭和59年2月14日宮城県規則第7号）第17条4項に基づき、農業マスタークラス（以下、「マスタークラス」という。）の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 農業法人等の従業員及び独立就農を目指す者を対象に、より高度な知識と技能の修得を支援し、地域又は農業法人等における指導者を育成し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(研修生及び研修期間)

第3 研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) マスタークラスの研修生（以下、「研修生」という。）は、ニューファーマーズカレッジの受講生とする。
- (2) 研修期間は毎年4月からとし、1回の許可につき、1年以内とする。
なお、農業マスタークラス研修の受講は原則として1年限りとする。

(受講者数)

第4 マスタークラスの入校許可人数は、設備及び他の研修内容を勘案し、毎年決めるものとする。

(研修時間及び休日)

第5 研修時間は、大学校開校日の午前9時30分から午後4時までとし、閉校日は研修を行わない。

なお、栽培管理又はその他特別な事由により閉校日及び規定の時間外にやむをえず研修を行う場合は、宮城県農業大学校校長（以下「校長」という。）の承諾のもと、これを実施することができる。

(実施手続)

第6 実施手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) マスタークラスを志願する者は、受講申込書（様式第B-1号）を校長が指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) 校長は、研修受講希望者に対し書類及び面接審査を行い、その審査結果を受講希望者に通知する。
- (3) 本校に受講を許可された研修予定生は、「誓約書」（様式第B-2号）を校長に提出し、受講料を指定の日までに納入する。

- (4) 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

(研修記録及び報告)

第7 研修生は、次の事項をとりまとめ、報告しなければならない。

- (1) 研修前に「研修計画表」(様式第B-3号)を作成し、研修開始後14日以内に校長に提出しなくてはならない。
- (2) 「研修日誌」(様式第B-4号)及び「研修報告書」(様式第B-5号)を遅滞なく校長に提出しなければならない。

(指導)

第8 大学校は、知識研修における受講状況や技能研修における研修ほ場での巡回等により研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

(研修生の心得)

第9 研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行う。

- (1) 研修期間中は、研修に専念するものとする。
- (2) 研修期間中は、職員の指示に従うものとする。
- (3) 研修期間中の病気、事故及びその他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。
- (4) ほ場を適切に管理し、特別な事由がある場合を除き、ほ場を放置してはならない。
- (5) その他必要な事項は、校長が別に定める。

(研修の中止)

第10 研修生の健康が損なわれた場合又は第9で定めた事項に違反する場合、あるいはその他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止させることができる。

(受講料)

第11 研修生は、農業大学校条例(昭和58年10月20日宮城県条例第17号(以下「条例」という)第6条の規定により定めた金額を、第7条の規定により、許可決定日から20日以内に所定の方法により納付しなければならない。

(受講料の不返還)

第12 納められた受講料は、条例第9条の規定により返還しない。

(証明書等の交付)

第13 各証明書等の交付は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修生に対しては受講証明書(様式B-6号)を除き、宮城県農業大学校細則(以下「細則」という。)に係る各種証明書は交付しない。

なお、受講証明書の交付を受けようとする場合には、校長に受講証明書交付申請書(様式B-7号)を提出しなければならない。

- (2) 校長は、研修実施日のうち知識研修の出席率が60%を満たし、かつ技能研修において担当場が適切に管理されたと認められる場合はマスタークラス修了証書を交付することができる。

(負傷等の責任)

第14 研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合は、研修生自身にその責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年1月6日から施行する。

聴講研修実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県農業大学校条例「昭和58年10月20日宮城県条例第17号（以下「条例」という）に基づく宮城県農業大学校規則（昭和58年2月14日宮城県規則第7号（以下「規則」という）第17条に基づき聴講研修の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(在校期間)

第2 聴講研修の受講期間は1回の許可につき1年以内とする。

(入校の時期)

第3 聴講研修の入校は年2回とし、入校日は別に定める。

(聴講科目)

第4 宮城県農業大学校（以下「大学校」という）は聴講研修希望者に対し、聴講可能な科目を各学部から聴取し、聴講科目表を作成し、規則第17条により宮城県農業大学校校長（以下、「校長」という。）の許可を得て提示する。但し、削蹄以外の実習については聴講科目には入れない。

(志願手続)

第5 入校を志願する者は、次に掲げる書類を校長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 聴講願（様式第C-1号）
- (2) 聴講生関係調書（様式第C-2号、志願者自筆のもの）

(志願者の選考)

第6 受講選考は、書類審査及び面接審査によって行う。

2 校長は、面接審査の期日及び選考の結果を志願者に通知する。

(聴講生受講手続)

第7 入校を許可された者は、聴講誓約書（様式第C-3号）を指定の日までに校長へ提出しなければならない。なお、聴講誓約書は、未成年の場合は保護者連署とする。

2 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対しては、聴講の許可を取消することができる。

(担当職員)

第 8 入校を許可した場合、校長は手続きや連絡を行う担当職員を定めるものとする。

(受講料の徴収及び経費の負担)

第 9 聴講授業料は農業大学校条例第 6 条により一日 5 0 0 円とする。

2 教材費等特別の経費を要するものについては、聴講生の負担とする。

(受講料の徴収)

第 1 0 受講料は条例第 7 条 2 項及び第 8 条により、知事の発行する納入通知書により許可決定日から 2 0 日以内に納める。未納者が生じた場合は、農業大学校が督促状を送付する。

なお、次の条件を満たす場合は「研修中止願」が到着した日から研修を一時中止として取り扱い、到着以前の研修参加があれば、1 日 5 0 0 円の受講料を請求する。

- (1) 研修申込書送付後で受講料納付前の状態である場合。
- (2) 中止事由が以下に定めるやむを得ない事由と校長が判断した場合。
 - ① 申し込み後、遠方に転勤命令が発令された。
 - ② 本人が死亡した。
 - ③ 本人が受講日程と同程度の入院加療が必要と判断された。
 - ④ 同居人などが入院し、付き添いとして選ばれた。
 - ⑤ その他、事由が研修を中止せざるを得ないと校長が判断した。

(受講料の不返還)

第 1 1 納められた受講料は条例第 9 条により返還しない。

(受講者数)

第 1 2 聴講生の入校許可は 1 回につき若干名とする。

(証明書等の交付)

第 1 3 聴講生には、宮城県農業大学校細則（以下「細則」という）に係る各種証明書は交付しない。

- 2 校長は、要件（要出席時間の 3 分の 2 以上の出席）を満たした場合、聴講修了証書（様式第 C - 4 号）を交付することができる。
- 3 校長は、聴講修了証書交付台帳を作成し、保管するものとする。

(校則等の準用)

第14 聴講生にはこの要綱に定めるもののほか、本校の学生心得を準用する。

ただし、校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 車両等により通学するときは、校内での駐車場は、職員駐車場とする。

(負傷等の責任)

第15 実験演習及び実習等における不慮の事故で負傷等した場合は、聴講生自身にその責任が帰属する。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成11年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年1月6日から施行する。

令和7年度農業チャレンジクラス開催要領

1 目的

農業初心者又は、ある程度の経験を有する者を対象に、園芸（主に野菜）の知識と技能の向上を支援し、多彩な農業の担い手の育成に資する。

2 主催

宮城県農業大学校

3 研修期間

(1) チャレンジコース

令和7年4月1日から11月30日まで

午前10時から午後3時まで

(2) 農学応用講座聴講コース

令和7年4月1日から12月31日まで

午前9時30分から正午まで

4 実施場所

宮城県農業大学校 名取教場

5 研修内容（開催日は研修期間内で定める）

(1) チャレンジコース

農学基礎講座（全10回）

園芸部門（主に野菜）における農業の基礎的な知識や技能の修得

(2) 農学応用講座聴講コース

農学応用講座（全12回）

園芸作物や病虫害防除、土壌肥料等に関する専門的な知識の修得

（農業マスタークラス研修生が受講する農学応用講座を聴講する。農業大学校の本科生の科目を聴講する聴講研修とは内容が異なる。）

※農学応用講座聴講コースは、講座の聴講のみで栽培実習は行わない。

6 募集定員及び応募方法

(1) 定員

チャレンジコース 30名

農学応用講座聴講コース 20名

（応募者多数の場合は書類選考）

(2) 応募方法

ニューファーマーズカレッジ農業チャレンジクラス受講申込書（様式第A－1号）に必要事項を記入の上、令和7年2月5日までに下記問い合わせ先に郵送又はFAXで申し込む（必着）。

7 受講料

- (1) チャレンジコース 5,000 円
- (2) 農学応用講座聴講コース 6,000 円

8 問い合わせ先

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高舘川上字東金剛寺1番地

TEL 022-383-8128 / FAX 022-383-5491

令和7年度農業マスタークラス開催要領

1 目的

独立就農や農業法人等への雇用就農を目指す者に対し、園芸（主に野菜）の高度な知識と技能の修得を支援し、円滑な就農又は地域における農業指導者の育成を目指す。

2 主催

宮城県農業大学校

3 研修期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

午前9時30分から午後4時まで

※就農準備資金の交付を受けた者は令和8年3月31日までとする。

4 実施場所

宮城県農業大学校 名取教場

5 研修内容（開催日は研修期間内で定める）

(1) 知識研修

① 農学応用講座（全15回）

園芸作物や病虫害防除、土壌肥料等に関する専門的な知識の修得

② 農業経営講座（全7回）

就農計画、流通、トレーサビリティ、GAP等農業経営に必要な知識の習得

③ 農業機械講座（全3回）

トラクター、管理機等の農業機械の操作及び整備

④ 販売実習（全5回）

技能研修で生産した野菜の対面販売

(2) 技能研修

各自の研修計画表に基づき、指定するほ場で野菜の栽培を行う。

(3) 就農準備資金の申請を行う者の研修

農林水産省が実施する「新規就農者育成総合対策（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）」に係る就農準備資金の申請を行う者はマスタークラスに入校するものとし、(1)、(2)の研修と下記の研修で合計200日間（概ね年間1,200時間以上）を履修する。

なお、就農準備資金の交付を受けるためには、別に研修計画の承認手続きが必要であり、本講座の受講が交付を確約するものではない。

① 聴講研修

農業大学校本科生の科目（一部）の履修

② 農業機械研修

大型トラクター基本研修（単体、けん引）

※別途車両使用料を徴収

6 募集定員及び応募・選考方法

(1) 定員

10 名程度

(2) 応募・選考方法

ニューファーマーズカレッジ農業マスタークラス受講申込書（様式第 B－1 号）に必要な事項を記入の上、令和 7 年 2 月 5 日までに下記問い合わせ先に郵送で申し込む（必着）。

書類審査及び面接審査により入校許可者を決定し、選考結果を郵送で通知する。

7 受講料

15,000 円（就農準備資金の申請を行わない者）

100,000 円（就農準備資金の申請を行う者。なお、就農準備資金の交付を受けない場合であっても返還はしない。）

8 問い合わせ先

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高舘川上字東金剛寺 1 番地

TEL 022-383-8128 / FAX 022-383-5491

令和 7 年度聴講研修開催要領

1 趣旨

宮城県農業大学校の本科生の科目について一般者が受講可能な科目を選定し、宮城県農業大学校規則第 17 条及び聴講生に関する規定に基づき、聴講生として受講を許可するもの。

2 受講科目

〔名取教場〕

職業研究（前・後期）、園芸病虫害（前・後期）、土壌肥料（後期）、食品学（前期）、経営診断・分析（後期）

〔古川教場〕

水稻栽培（前・後期）、水稻病虫害（前期）、稲作診断Ⅰ（前期）、稲作診断Ⅱ（後期）

〔岩出山教場〕

削蹄Ⅰ（後期）

3 研修期間

前期 令和 7 年 4 月～

後期 令和 7 年 8 月～（「削蹄Ⅰ」は 10 月頃を予定）

4 募集期間

前期 令和 7 年 1 月 6 日から 2 月 14 日まで（必着）

後期 令和 7 年 1 月 6 日から 6 月 30 日まで（必着）

5 募集人数

若干名

6 受講料

一日 500 円

7 納入方法

所定の方法で一括納入する。納入された受講料は返還しない。

8 応募手続（提出書類）

(1) 聴講願（別紙様式 C－1 号）

(2) 聴講生関係書類（別紙様式 C－2 号）

9 選考方法

書類審査及び面接審査

10 問い合わせ先

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字東金剛寺 1 番地

TEL 022-383-8128 / FAX 022-383-5491

令和 7 年度大型トラクター基本研修開催要領

1 趣旨

農業機械の大型化とハイスピード化に対応するため、大型特殊免許及びけん引免（農耕用）の取得に必要な専門知識及び技能の修得を支援する。

2 主催

宮城県農業大学校

3 対象

農業従事者及び農業指導者若しくは新規就農予定者で、かつ以下の条件を満たしている者。（定員を超える場合は、県内居住者を優先とする。）

- ・単体：18 歳以上（普通免許又は準中型免許を取得していること）
- ・けん引：大型特殊自動車免許（農耕車限定含む）を取得している者

※上記に該当しない受講希望者については、各回の受講者が定員に満たない場合のみ申込を受け付けることとする。

4 日程

(1) 大型トラクター基本研修（単体）【2 日間】

令和 7 年 5 月～令和 8 年 1 月 8 回

(2) 大型トラクター基本研修（けん引）【3 日間】

令和 7 年 6 月～12 月 3 回

※研修時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。（初日は 10 時から）

※研修の日程は、決まり次第掲載する。

5 実施場所

宮城県農業大学校 名取本部農業機械現場教室及びトラクター運転コース
名取市高館川上字東金剛寺 1 TEL:022-383-8128 / FAX:022-383-5491

6 内容

(1) 大型トラクター基本研修（単体）

日程	研修内容
1 日目	講義「道路交通法、車両法等の法令」等 実習「トラクターの基本運転操作」
2 日目	実習・模擬検定「総合運転練習」

(2) 大型トラクター基本研修（けん引）

日程	研修内容
1 日目	講義「道路交通法、車両法等の法令」等 実習「けん引操作の基本」「直線バック、方向変換」等
2 日目	実習・模擬検定「総合運転練習」
3 日目	実習・模擬検定「総合運転練習」

7 募集定員及び応募方法

(1) 定員

各回とも6名程度。ただし最少催行人員は4名。

(2) 応募方法・選考

- ・ 受講希望者は、別紙「農業機械研修受講申込書（様式第D－1号）」に必要事項を記入の上、募集期間内に宮城県農業大学校長宛て申し込むこと。
- ・ 応募者多数の場合は、①宮城県認定農業者/認定法人構成員（受講申込書に必ず認定番号を記載すること）、②新規就農者を優先とし、①②で定員を超えた場合は①②の中から抽選とする。また、①②で定員に満たなかった場合は、①②以外の申込者の中から抽選で選考する。
- ・ 選考から落選した者については、原則として、次回開催される研修会への申込として継続して取り扱うこととするが、選考については優先されない。
- ・ 予備選考後、該当者に主催者から受講の最終確認の連絡をするので、申込以降で都合が悪くなった等の理由で研修の申込みをキャンセルする場合はその時点で意思を示すこと。正式受講決定後の受講キャンセルはできない。
- ・ 過去に本研修を受講したことのある者は申込書「受講歴」に記入すること。なお、受講歴のない者を優先する。

8 受講料

単体：6,000 円（2 日間） けん引：9,000 円（3 日間）

【内訳：（研修受講料：500 円／日 ＋ 車両使用料：2,500 円／日）×研修日数】

※各自で傷害保険へ加入すること。

9 傷害保険等

研修の受講が決定した者は、実習での怪我等への対応として、各自で傷害保険へ加入すること。（正式受講決定後に送付する指定様式「大型トラクター基本研修領収書兼傷害保険報告書（様式第D－2号）」で報告すること。）

10 受講料納入方法

- ・ 主催者から受講の最終確認の連絡以降、原則として、キャンセルは受け付けない。
- ・ 正式受講決定後、受講決定通知に同封する納入通知書に記載の納入期限までに、所定の方法で一括納入すること。
- ・ 納入された受講料の返還は行わない。領収書は大切に保管し、指定様式（様式第D－2号）に添付のうえ、研修前に領収書の写しを送付（メールまたはファクシミリ）するか初日に持参すること。その際、指定様式には必要事項を記入すること。

11 携行品

筆記用具、ヘルメット、作業着、作業靴（短靴が望ましい）、防寒具（時期により）、カッパ上下（雨天時）

※昼食は各自で持参すること

12 その他

- ・ 研修中に、故意若しくは過失により機械、施設、設備等に損害を与えた時は原状に復し、又はその損害を賠償すること。
- ・ 本研修は農業者グループ・各種団体等で、6 名以上の受講希望があれば、4 の日程以外で臨時に開催できる場合がある。その場合は、事前に電話で日程等の調整を行うことが必要である。

ニューファーマーズカレッジ
農業チャレンジクラス 受講申込書

現住所	〒 —		
ふりがな		生年月日	性別
氏名		平成 昭和 年 月 日	男 女
連絡先	自宅電話 () 自宅FAX ()		
(緊急連絡用)	携帯電話 — —		
現在の職業 (○で囲む)	会社員 自営業 公務員 学生 主婦 農業 無職 その他()		

希望コース (○で囲む)	チャレンジコース	農学応用講座聴講コース
-----------------	----------	-------------

ニューファーマーズカレッジのこれまでの受講歴をすべて記入してください。	例) R 5 中級、R 6 チャレンジ 等
受講の動機について記入してください。	

今後、就農を予定している方は、大まかな就農計画(面積、栽培品目など)、既に就農している方は現在の経営状況(面積、栽培品目など)について記入してください。	
--	--

郵送又はFAXで下記あてに申し込んでください

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地

TEL 022-383-8128 / FAX 022-383-5491

様式第A-2号

令和 年 月 日

農業チャレンジクラス研修受講誓約書

宮城県農業大学校長 殿

私は、このたび貴校に研修生として入校を許可されましたので、関係規則を守り研修生として勉学に専心することを誓います。

なお、研修時間及び登下校時に負傷等を負った場合は、私の責任であり、貴校には一切ご迷惑をおかけいたしません。

住所

氏名

印

生年月日

(研修生が未成年の場合のみ保護者連署要)

このたび上記の者が貴校の研修生として入校を許可されましたが、上記のとおり同人に関係規則を守らせることはもちろん、同人在校中にかかわる一切のことは、私が責任を持ち、貴校には一切ご迷惑をおかけしません。

保護者 住所

氏名

印

続柄

生年月日

ニューファーマーズカレッジ
農業マスタークラス 受講申込書

写真貼付欄

縦 4cm
横 3cm

令和 年 月 日現在

現住所	〒		
	—		
ふりがな		生年月日(年齢)	性別
氏名		平成 昭和 年 月 日(歳)	男 女
連絡先	自宅電話 ()	自宅FAX ()	
(緊急連絡用)	携帯電話 — —		
現在の職業 (○で囲む)	会社員 自営業 公務員 学生 主婦 農業 無職 その他()		
就農準備資金 申請の有無	申請する 申請しない (※詳細は問い合わせ下さい)		

栽培予定作物名	
---------	--

年 月	履歴(学歴、職歴、資格、ニューファーマーズカレッジ受講履歴を含む など)
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

裏面も必ずご記入ください

受講申し込みの動機、目的、就農計画等についてご記入ください。 *記入欄が足りない場合には、別紙にご記入ください(様式は問いません)。
<動機>
<目的:具体的に記入願います>
<就農計画:「どこで」「誰が」「どのような方法で」など具体的に記入願います>

郵送で下記あてに申し込んでください

宮城県農業大学校 教務部 研修班

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地

TEL 022-383-8128

令和 年 月 日

農業マスタークラス研修受講誓約書

宮城県農業大学校長 殿

私は、このたび貴校に研修生として入校を許可されましたので、関係規則を守り研修生として勉学に専心することを誓います。

なお、貴校での研修時間及び登下校時に負傷等を負った場合は、私の責任であり、貴殿には一切ご迷惑をおかけいたしません。

また、研修は農業技術の修得を目的として受講するものであり、目的以外の理由においては貴校に責めを問いません。

住所

氏名

印

生年月日

(研修生が未成年の場合のみ保護者連署要)

このたび上記の者が貴校の研修生として入校を許可されましたが、上記のとおり同人に関係規則を守らせることはもちろん、同人在校中にかかわる一切のことは、私が責任を持ち、貴殿には一切ご迷惑をおかけしません。

保護者 住所

氏名

印

続柄

生年月日

ニューフアーマーズカレッジ研修計画表

研修生氏名

1. 全体計画

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
全体計画																																	
(作物名)																																	
栽培計画																																	

凡例 ○:は種 △:定植 収穫期間 トンネル、ハウス等

2. 研修課題(研修期間に解決したい内容)

3. 実施方法(課題の解決に向けた手段・方法)

様式第B-4号

ニューファーマーズカレッジ
農業マスタークラス研修日誌

研修生氏名

月日	曜日	研修(作業)内容	指導者 確認印

校長	副校長	副校長兼教務部長	班長(担当)	担当

様式第B-5号

研修報告書

令和 年 月 日

宮城県農業大学校長 殿

研修生氏名.....印

下記のとおり研修結果について報告します。

記

1 研修の概要(栽培品目名、栽培時期など)

2 研修の目的(研修で学ぼうとしたこと)

裏面も記入してください

3 研修の成果と反省(研修で学んだこと)

4 今後の計画(研修の成果をこれからどのように生かすか)

以上

令和 年 月 日

聴 講 願

宮城県農業大学校長 殿

ふりがな
氏名

印

宮城県農業大学校規則第17条に基づき、下記科目を聴講したいので出願いたします。

記

聴講希望 科目	
住所	〒 電話番号 ()

聴講生関係調書

写真貼付欄

縦 4cm
横 3cm

令和 年 月 日現在

ふりがな 氏 名				生年月日	平成 昭和 年 月 日
現住所	〒 —				
電話番号	()	FAX: ()	携帯電話:		
電子メールアドレス					
※保護者名		※続柄		※保護者職業	

※欄は受講生が未成年の場合のみ記入してください

年 月	履歴(学歴、職歴、賞罰など)
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

受講申し込みの動機、目的、就農計画等についてご記入ください。

令和 年 月 日

聴講誓約書

宮城県農業大学校長 殿

私は、このたび貴校に聴講生として入校を許可されましたので、関係規則を守り聴講生として勉学に専心することを誓います。

なお、講義時間及び登下校時に負傷等を負った場合は、私の責任であり、貴校には一切ご迷惑をおかけいたしません。

住所

氏名

印

生年月日

(聴講生が未成年の場合のみ保護者連署要)

このたび上記の者が貴校の聴講生として入校を許可されましたが、上記のとおり同人に関係規則を守らせることはもちろん、同人在校中にかかわる一切のことは、私が責任を持ち、貴校には一切ご迷惑をおかけしません。

保護者 住所

氏名

印

続柄

生年月日

様式第C－4号

聴講修了証書

殿

本校において、下記のとおり聴講生として修了したことを証する。

記

履修期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

履修科目

令和 年 月 日

宮城県農業大学校長